



速報

3.5兆円の経済対策閣議決定

2014年12月27日、政府は臨時閣議で、消費の喚起と地方の活性化を目的として、自治体が地域の事情に応じて柔軟に使える交付金を創設することなどを盛り込んだ総額3兆5000億円程度の経済対策を決定した。

以下の情報は、NHK-web、日経新聞ニュース、国土交通省HP等より引用

駆け込み需要の影響が大きい住宅市場は3つの対策

1

省エネ住宅に関するポイント制度実施決定！

省エネルギーに配慮した住宅の新築、改修などを対象に商品と交換可能なポイントを最大45万円分付与する「省エネ住宅に関するポイント制度」を実施する。ポイントには交換期限を設けるが受付開始やポイント数は未発表。

新築・リフォームともに、経済対策の閣議決定日以降（平成26年12月27日以降）に契約し、補正予算の成立日以降に工事が完了したものを対象とする予定。

□ エコリフォーム・・・前回よりも対象工事の追加、ポイント数拡充が予定されています。

下記のリフォームについて、省エネ性能等の内容に応じたポイントを発行

- ① 窓の断熱改修 ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
 - ③ 一定規模以上のエコ住宅設備の改修を伴うリフォーム ④ ①～③と併せて行う以下の工事
バリアフリー改修、住宅設備の改修、リフォーム瑕疵保険への加入、耐震改修等
- ※この他、中古住宅の取得と併せてリフォームを行う場合には、ポイントを加算

参考

前回実施された、「復興住宅エコポイント制度」のポイント数一例		
戸当たり最大 45万ポイント	戸当たり上限 30万ポイント	省エネ改修(窓の断熱改修工事、外壁、屋根・天井または床の断熱改修工事 工事内容に応じて2,000～100,000ポイント
		バリアフリー改修(上限50,000ポイント) 工事内容に応じて5,000～25,000ポイント 住宅設備の設置(太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽 一律20,000ポイント リフォーム瑕疵保険への加入 一律10,000ポイント
	別途加算	耐震改修 150,000ポイント



□ エコ住宅の新築(賃貸住宅を除く) ※前回は、30万ポイント

下記の省エネ性能を満たす住宅の新築に対して一定のポイントを発行

- ① トップランナー基準等を満たす住宅 ② 断熱等性能等級4等を満たす木造住宅等 ③ 自ら居住する住宅

□ ポイントの交換対象

- 省エネ・環境配慮商品等 ○ 地域産品 ○ 商品券・プリペイドカード
- エコ住宅の新築又はエコリフォームを行う工事施工者が追加的に実施する工事(即時交換)等

2

フラット35S 金利優遇幅拡大

省エネや耐震性に優れた住宅の購入で利用可能な、住宅金融支援機構の長期固定金利型住宅ローン「フラット35S」の金利引き下げ幅を0.3%から拡大



3

住宅資金贈与制度の 非課税枠拡大・延長

税制改正大綱では、省エネや耐震性に優れた住宅の購入に係る非課税枠を15年1月～12月までは1500万円、16年10月から最大3000万円に拡大する。

